



1025
発行
2021年
2月1日
国鉄労働組合
新潟地方本部
発行責任者
清野 聡
編集責任者
教 宣 部



統一要求 率1・87% 5千円

第191回拡大中央委員会が1月30日、13時から開催され、春闘の闘争方針が決定しました。

統一重点要求が9項目

JRにおける定期昇給の完全実施と2021年4月1日時点における基本給(平均)の1・87%相当額、5000円を基本とするベースアップを求めます。

再雇用者(60歳以上)の賃金の底上げをめざす制度改正を求めます。



JRグループ各社における定期昇給の完全実施、制度のない会社における定期昇給制度の確立。

グループ会社に対する要求は、JR本体の要求を基本とし、時給制度社員は1500円を目標に、当面は1000円以上の実施を求めます。

5項目から9項目については国鉄新聞参照をお願いします。



具体的な闘いの展開

賃上げ要求は、2月12日(金)に労働条件改善要求等と共に、JR各社一斉に申し入れる。

回答指定日は、3月18日(木)を基本とし、第一次回答ゾーン(3月15日~19日)および第二次回答ゾーン(3月22日~26日)とする。さらにグループ会社においては3月内決着をめざす。

回答指定日
3月18日(木)

各ナショナルセンターの動向について

連合(賃上げは定期昇給相当分の2%の確保を大前提とし「底上げ」を取り込むことで2%程度の賃上げ実現をめざすこととしている。

全労連(具体的な賃上げ額は月額25000円以上、時間給150円以上をめざすこととしている。

全労協(春闘方針・「8時間働けば暮らせる社会!同一労働同一賃金の実現」をめざし、「時給1500円、月額25万円以上の賃金補償を」とし、新型コロナウイルス感染症に伴う雇止め増加が予想されるため、コロナ労働相談、相談体制を強化するとしている。

2021春闘特集より記載しました。詳しい内容は冊子を参照してください。



編集後記

1月が終わり2月に入りました。年末年始や1月に入ってからも新潟県は大寒波で大雪になり大変な状況が続きました。

県内の在来線が連日にわたって運転見合わせが発生しました。3年前の2018年1月、444Mが立往生した年のような大雪でした。

2月、今年は3日が立春です。少しづつ春に近づいています。待ち遠しいですね。



1月30日、拡大中央委員会が開催され、春闘の具体的な闘い、要求について決定しました。

地本も3月6日、拡大地方委員会を開催します。具体的な春闘行動を全体で議論し取り組みを進めていきます。

昨年、春闘の取り組みは、新潟駅前、宣伝行動を展開しました。参加について県労連、地区労会議、建交労の仲間の皆さんに要請し元気の出る春闘行動を取り組むことができました。

今春闘も、コロナに負けず元気の出る取り組みを進めていきましょう!

第127回 拡大地方委員会

3月6日(土)13時~

地本会議室



吉田先生の解雇撤回 早期の職場復帰を

帝京長岡高校・吉田大教諭への懲戒処分や強化指定部監督外し等が組合員であることを理由にした新潟県労働委員会の初審命令（2017年11月2日付）に対して、学園がその命令を不服として中央労働委員会に再審査を申し立てていましたが、1月21日に中労委から命令書が送付され、再び学園の不当労働行為が認定されたことが明らかになりました。

中労委命令を受け22日、吉田大教諭と私教連、申立代理人弁護士は県庁内で記者会見をおこない学園が速やかに命令を履行するよう求めるとともに、吉田大教諭の解雇撤回・職場復帰を行う、学園を正常化するよう強く求めていきます。

私教連や支援団体を含め1月27日から学園へ抗議FAX行動を入

かになりました。

ターゲットしました。抗議FAXについては平日に送信してください。土日祭日はFAXの電源がオフになっているとのこと。国労としても、1月23日の執行委員会で説明し具体的な取り組みについて議論しました。当面は抗議FAX行動を取り組みます。組合員の皆さんからの御支援・御協力をお願いします。



帝京長岡高校・吉田大教諭への不当処分に対する中労委命令を受けて

声 明

2021年1月22日

申立人 吉田大
申立組合 帝京長岡高等学校職員労働組合
新潟県私立学校教職員組合連合

帝京長岡高校・吉田大教諭への懲戒処分、強化指定部（女子バレーボール部）監督外し等が組合員を理由とした不当労働行為に当たるとして新潟県労働委員会（以下、県労委）が下した初審命令（2017年11月2日付）に対し、学園がそれを不服として中央労働委員会（以下、中労委）に申立てた事件は、昨年12月16日付（命令書到着日は2021年1月21日）の中労委命令書によって、あらためて学園の不当労働行為を認定するものとなりました。学校法人帝京菅葉学園・帝京長岡高校は2度にわたっての労働委員会という公的機関での不当労働行為の認定という事実を真摯に受け止め、深い反省とともに正常な労使関係の確立と学校正常化にむけて直ちに着手すべきです。

命令書では、吉田大教諭に対しておこなった「けん責」及び「謹慎」の懲戒処分は、組合員であることを理由にした不当な処分であるとして、県労委の初審命令に続き懲戒処分の撤回をあらためて命令しました。また中労委命令は「けん責処分及び謹慎処分を行ったこと」、吉田大教諭に対し「組合に入れば本部から女子バレーボール部が強化指定部から外される、顧問からも外される」という趣旨の発言をし、たこと、「組合に入って強化指定部を持てないという趣旨の発言をし」たことを、「中央労働委員会において、不当労働行為であると認定されました。再びこのようなことを繰り返さないようにします」という謝罪文の「手交」だけでなく、「教室内での掲示」（ポストノティス）をすることを命じ、組合が求めた申立を認める命令となっています。

以上のように、中労委命令によっても学園による組合差別の不当労働行為が再度明確となりました。私たちは、組合員であることを理由にした差別を学園から一掃すること、教職員の身分が守られ安心して働くことができる職場をつくることを強く願い、こうして行政機関にも訴え判断を仰いできました。それは、教職員への差別が横行し、その身分が軽んじられる学校では、生徒や保護者、地域からの信頼は得られず、学園の発展もないとの思いからでした。

今回の中労委での審査の過程で、学園は中央委和解勧告の受入れを拒否した翌日の昨年3月11日、こどもあろうに吉田大教諭に対し3月31日付で普通解雇を通告、私たちの抗議を無視して解雇を強行しました。この解雇に関する地位保全の仮処分申立に対して新潟地裁長岡支部は昨年9月18日、「解雇権の濫用で無効」との決定を下しており、この問題も早急な解決が求められています。

私たちは、学園が中労委命令をすみやかに履行するとともに、吉田大教諭の解雇撤回と教壇復帰を早急におこない、争議の全面解決と労使関係及び学園の正常化をはかるよう強く求めます。

私たちは、「差別をなくす」「人権を守る」ことは、教育の場でこそより尊重されなければならないと考えています。教職員が安心して教育活動に専念でき、生徒一人ひとりが大切にされる学校をつくっていくため、今後も引き続き奮闘していく決意です。

以上

極めて高い過労死等の 労災請求と認定のハードル

少ない労災請求数

厚生労働省「平成30年版過労死等防止白書」によると、2015年度の就業者の脳・心臓疾患の死亡者数は27019人ですが、労災請求件数は283件で、わずか1.04%にとどまっています。

また、2019年における自殺者数は20169人で、その内勤務問題を原因・動機とする自殺者数は、1946人（9.6%）ですが2019年度の精神障害による自殺（未遂も含む）の労災請求件数は202件（10.4%）に過ぎません。



低い労災認定率

脳・心臓疾患、精神障害の労災認定率は、2015年から2019年の5年間はいずれも3割台の低い認定率で推移しています。

しかも精神障害の自殺案を除いて、認定率が下がってきています。2015年と2019年を比較すると、脳・心臓疾患で37.4%から31.6%の4.8%減、精神障害については36.1%から32.1%の4%減になっています。



労災請求に対しその処理が追いついていない

脳・心臓疾患、精神障害ともに処理率（処理件数÷請求件数）は8割前後で推移しています。この数年間は、請求件数の伸びに対して処理件数が追いついていない傾向が強まっています。

「過労死等の労災認定基準の実効ある改善を」

「働くもののいのちと健康を守る全国センター」の冊子から記載しました。

次回も続きます。（教言部）

